

## 第二期中期目標期間

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター  
業務実績評価書

東京都



## 東京都地方独立行政法人の中期目標期間における業務実績評価について

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条の規定に基づき、東京都が設立した地方独立行政法人のうち、平成29年度末に第二期の中期目標期間を終了した地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターについて、中期目標期間における業務の実績に関する評価をまとめました。

地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下同じ。）は、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間終了前に実施する見込みの評価を含む。）と、各事業年度における業務の実績に関する評価の2つの評価を、知事から受けることとされています。

地方独立行政法人の業務実績評価については、これまで、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行うこととされてきましたが、平成30年4月、法が改正され、設立団体の長である知事が評価を行うこととなりました。

そのうえで、都においては、法改正後も、引き続きPDCAの実効性・透明性を確保するため、評価に際し、評価委員会の意見を聴くこととしています。

今回実施した中期目標期間評価は、法人が中期目標を着実に達成するために作成した中期計画の達成状況を確認し、評価結果を示すことにより、次期中期目標期間に向けて法人の自主的な業務改善を促すという意義があります。

評価にあたっては、法人の特性に応じた評価基準・指標を設定し、法人の活動を的確に把握することとしています。

本評価書では、知事が地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターから提出された業務実績等報告書及び法人からのヒアリング、評価委員会の意見等を通じて、業務の実績を総合的に評価し、まとめた評価結果について、全体評価、項目別評価の順に掲載しています。

平成30年9月4日



— 目 次 —

I 全体評価 . . . . .	1
II 項目別評価 . . . . .	9
III 参考資料 . . . . .	21

